

私たちの預金

と

保護のしくみ



預金保険制度についてのご意見・ご質問をお寄せください。

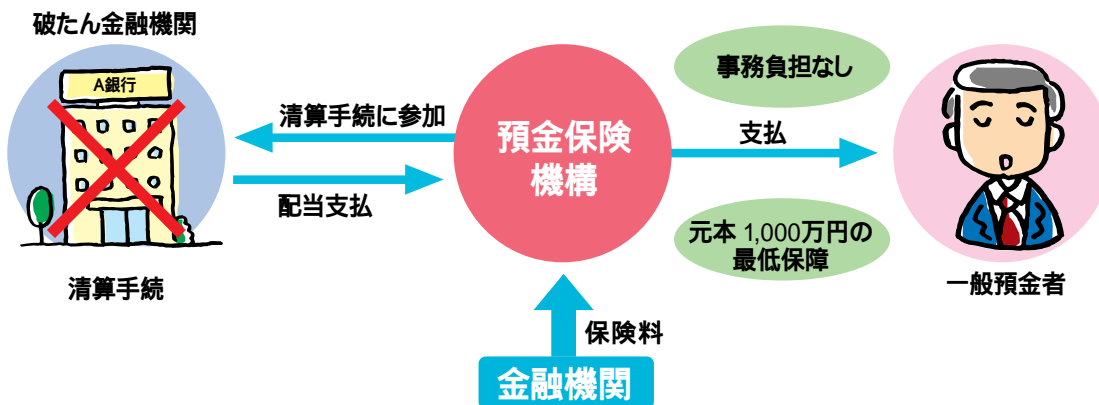
大蔵省



預金保険制度って？

万が一のときに、一般の預金者を
守るためのものです。

「預金保険制度」は、万が一金融機関が破たんした場合に、預金者を保護することによって、信用秩序を維持することを目的としています。



【ペイオフとは】

狭い意味では、金融機関が破たんした場合、預金者への「保険金の直接支払(元本1,000万円まで)」のことを「ペイオフ」といいます。

この他に、預金の全額保護という特例措置が終了すること、すなわち、金融機関が破たんしたときは、預金のうち1,000万円を超える部分が一部カットされるということで、預金者にも負担をしていただくこともあり得るという意味で、例えば「ペイオフ解禁」というように使われることもあります。

預金者が受け取れるのは、 1,000万円だけではありません。

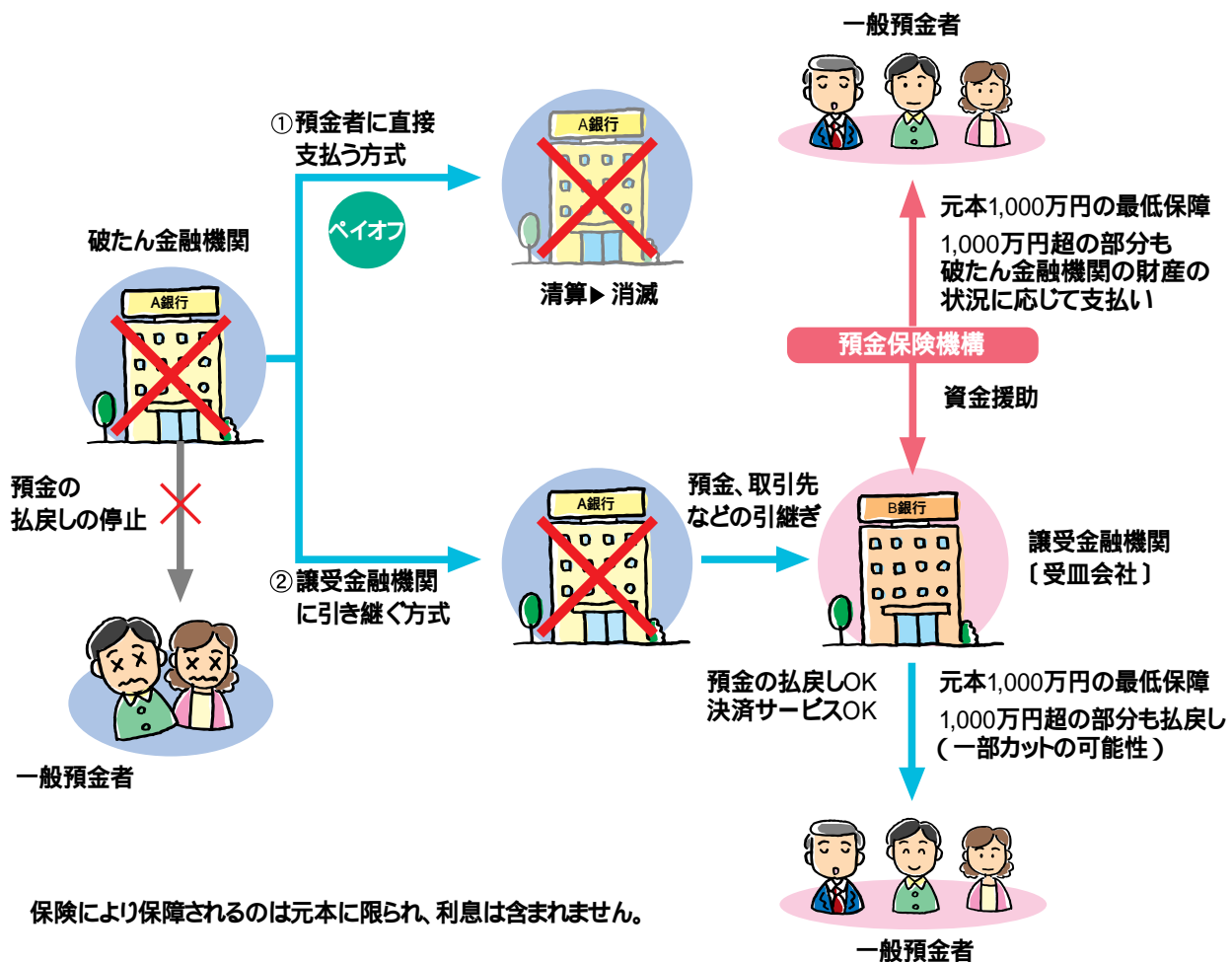
1,000万円はあくまでも最低保障額です。

万が一金融機関が破たんした場合、預金保護の方法は2つあります。

- ① 預金者に保険金を直接支払う方式(狭い意味のペイオフ).....これまで発動されたことはありません
- ② 譲受金融機関に預金などを引き継ぐ方式(一般資金援助方式)

いずれの場合も、元本1,000万円までは最低保障されています。

さらに、それを超える部分についても、破たん金融機関の財産の状況に応じて預金者に支払われます。



預金保険制度についての資料は、大蔵省や預金保険機構のホームページにも掲載しています。

大蔵省ホームページ

<http://www.mof.go.jp>

預金保険機構ホームページ

<http://www.dic.go.jp>

また、ご意見・ご質問は10ページの宛先までどうぞ。



今は、特例措置期間中です。

平成13年(2001年)3月末までは、 特例として預金が全額保護されています。

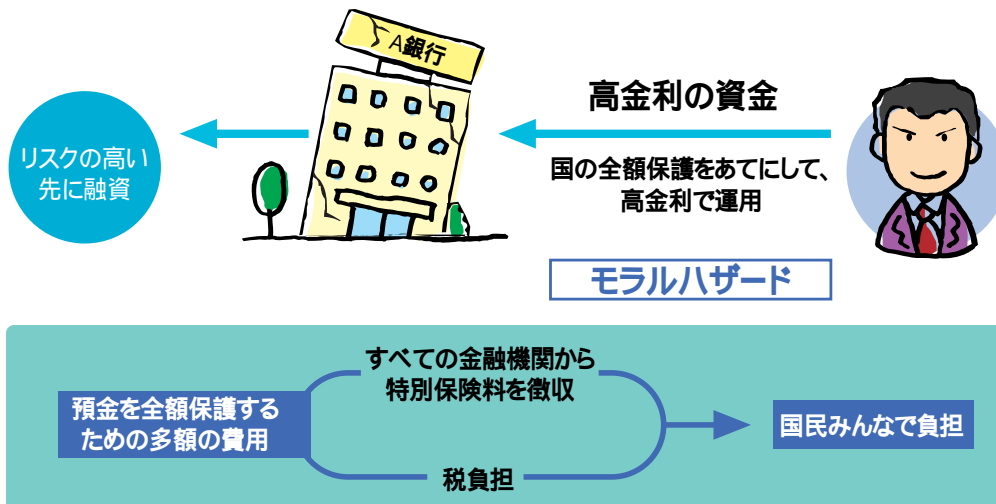
預金保険制度は昭和46年に導入された制度です。特例措置は、法律上、平成8年度から12年度まで実施されることとなっているもので、平成13年度(2001年4月)以降は、1,000万円まで最低保障される状態に戻る予定になっています。

	昭和46年 →	49年6月 →	61年7月 →	平成8年6月 →	13年4月 →
保険金支払い限度額	100万円	300万円	1,000万円	全額保障	1,000万円
				← 特例期間 →	

預金を全額保護するために、多額の費用がかかっています。

預金を全額保護するために、金融機関からの特別保険料では足りずに、多額の税負担(17兆円の枠組み)が行われています。

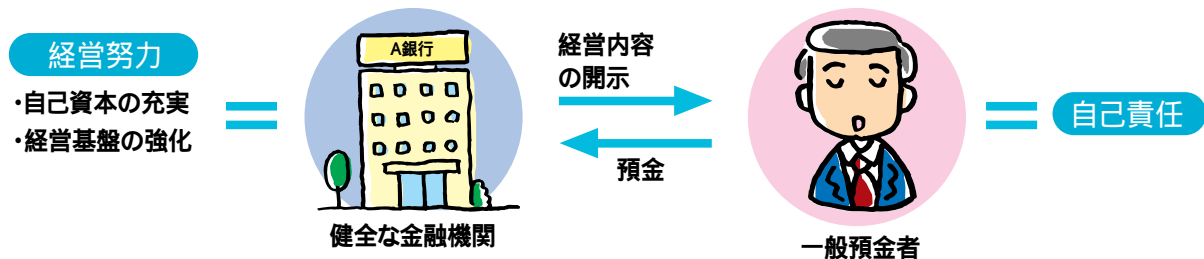
その一方で、預金を全額保護する結果、資金繰りに困った金融機関が高い金利で預金を集めたり、預金者も全額保護をあてにして高金利で運用するといった、モラルハザードを指摘する声があります。



2001年3月末までに

金融システムが安定するよう、努力が行われています。

現在、昨年秋の国会で整備された「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」及び「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」の運用により、2001年3月末までの間に金融システムが安定するよう、努力が行われています。



新しい体制への移行を円滑にするために

現在、金融審議会のもとで、特例措置終了後の預金者保護のしくみについて検討を行っています。今後、皆さんの幅広い意見を踏まえて更に検討し、年内に最終的な姿を示す予定です。

国民の負担で預金を
全額保護する特例措置
2001年3月末で終了予定

預金者に一部負担を
求めることがある体制
2001年4月以降

金融審議会

特例措置終了後の預金者保護の
しくみについて検討

中間的な論点整理

(1999年7月公表)

基本的な考え方

(1999年10月公表)

皆さんの幅広い意見を踏まえて更に検討

最終的な姿を示す

(1999年内)



「基本的な考え方」について



皆様のご意見をお寄せください。

預金者保護のしくみは国民生活に影響する問題であることから、金融審議会では最終的な姿を示す前に、しくみの骨格となる「特例措置終了後の預金保険制度等に関する基本的な考え方」を公表しました。

その概要は以下の通りです。

この「基本的な考え方」は、大蔵省(金融企画局)に備え置いている他、ホームページにも掲載しています。皆さんの幅広いご意見をお寄せください。(宛先は10ページ)

「基本的な考え方」の概要 (ポイント)

預金者保護の基本

- ・健全経営の確保 → 金融機関の努力
- ・破たんの未然防止 → 問題金融機関の早期発見・早期是正

破たん処理方式

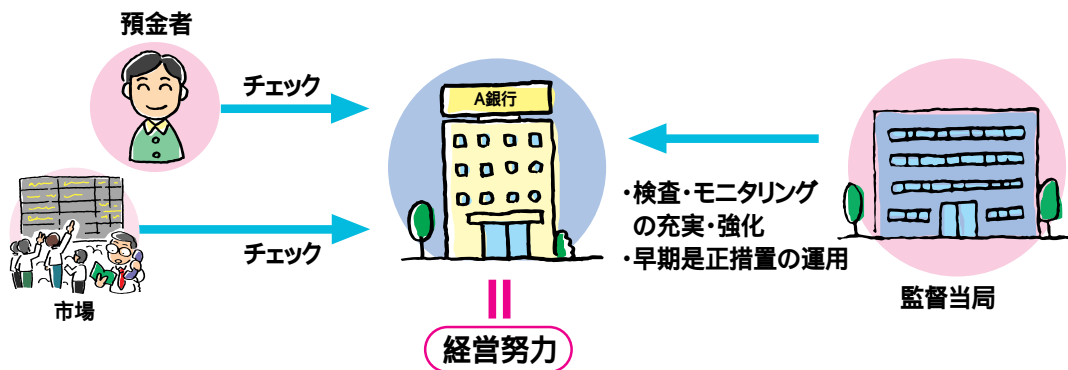


危機的な事態が予想される場合

例外的な措置 + 厳格な手続

預金者保護の基本

あたり前のことですが、金融機関が破たんしないことが一番重要です。そのためにも金融機関自身の努力による健全経営と、問題金融機関の早期発見・早期是正による破たんの未然防止に努めていく必要があります。



それでも万一金融機関が破たんしたら...

破たん処理のあり方

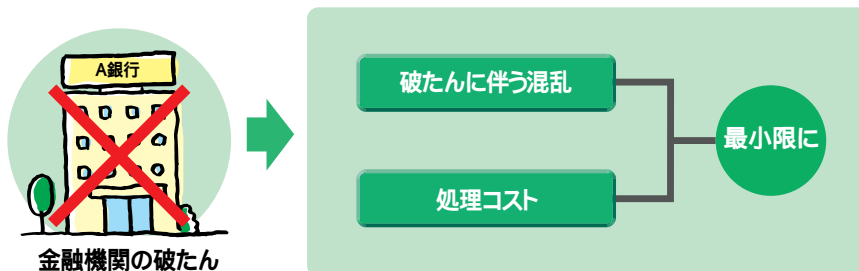
処理方式

金融機関の破たんに伴う混乱を最小限に止めることが重要
処理コストがより小さいと見込まれる処理方法を選択すべき

一般資金援助方式を優先し、
保険金支払方式(ペイオフ)の発動をできるだけ回避

(一般資金援助方式では破たん金融機関が持っていた機能(預金の受入・払出、貸付、決済サービス等)が継続されますが、保険金支払方式では消滅してしまいます。ただし、いずれの場合も、破たんに伴う損失負担により、元本1000万円を超える預金等の一部がカットされることは同じです。)

(破たん処理方式)

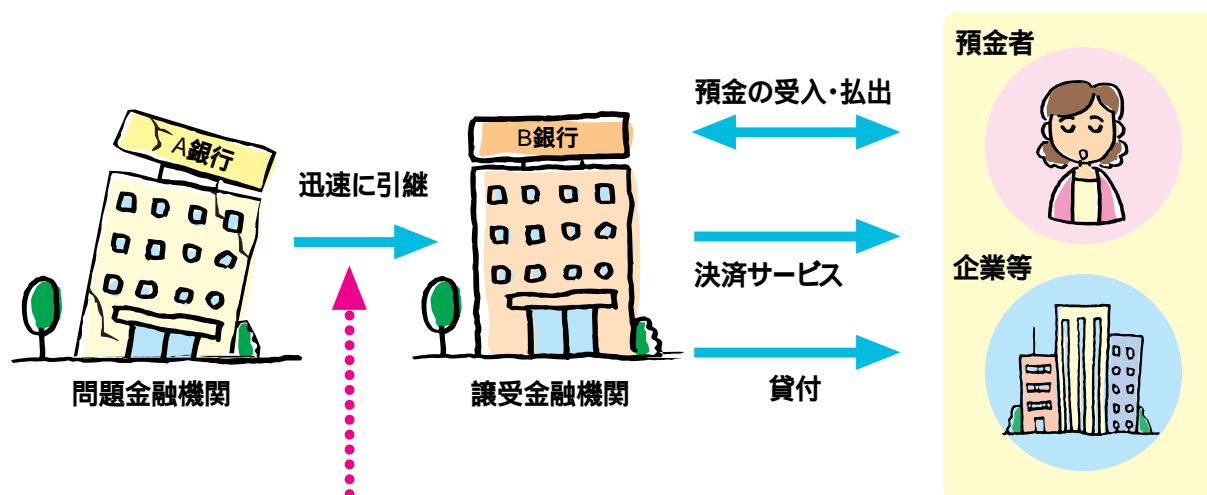


そのためには...

破たん処理の迅速化

破たん金融機関が持っていた機能(預金の受入・払出、貸付、決済サービス等)をできるだけ早く、譲受金融機関に引き継ぐことが重要です。

そのために、破たん処理の準備を早めに行うことや、譲受金融機関を早く決めるなど、破たん処理を迅速に行うことができるようにする必要があります。



解決すべき課題

- ・預金者の名寄せや資産の評価などの事前準備
- ・少なくとも1,000万円までの預金と健全な資産を速やかに引き継げる体制に
- ・営業譲渡手続の迅速化・簡素化や公的管理人制度の導入

営業譲渡に時間がかかる場合でも...

金融機能の維持

預金の払戻しへの対応

- ・どうしても必要な場合には、1,000万円までの預金の払出しを可能とする
- ・1,000万円を超える預金についても、立て替えて前払いできるしくみ(預金等債権の買取制度)の適用

流動性預金の問題...議論が多岐に亘っており、今後検討を急ぎます

[これまでに出された主な意見]

- ・企業や個人の決済に問題が生じないよう、流動性預金は全額保護すべき
- ・全額保護は負担やモラルハザードの増大、他の預金との線引き等、問題がある
- ・付保限度を超える一定額について、一定率で迅速に払戻すことはどうか

借入ニーズへの対応

- ・破たん処理中の金融機関の対応には自ずと限界があるため、迅速な処理を目指すとともに国や地方公共団体における対応も

譲受金融機関の問題として...

譲受金融機関が現れやすい環境の整備

- ・引き継いだ資産が回収できなかった場合の損害の一部を担保するしくみ
- ・譲受金融機関に対する資本増強

譲受金融機関が直ちに現れない場合の対応

- ・譲受金融機関が現れるまでの間に、破たん金融機関が持っていた機能を維持するために、ブリッジ・バンク制度を導入

通常の処理方法では対応できないときには...

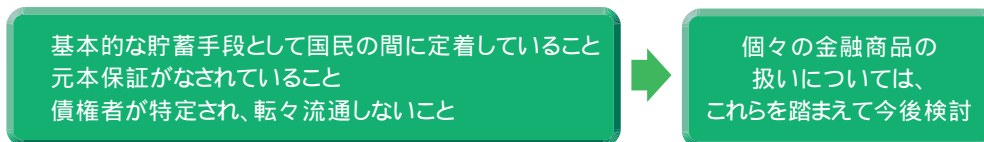
危機的な事態が予想される場合の対応

通常の破たん処理の枠組みでは対応できない危機的な事態(システム・リスク)が発生した場合に備え、例外的な措置を可能にしておくことも必要
その場合、安易に発動されないよう、厳格な手続を踏むことが必要

預金保険制度の他の論点

保険の保護の対象範囲について

- ・預金保険の対象であるか否かの基準



現行の預金保険の対象となっている預金等

	付保対象	非対象
預金	預金(右の非対象を除く) 定期積金 掛金	外貨預金 譲渡性預金 特別国際金融取引勘定において 経理された預金(オフショア預金) 国、地方公共団体、公庫・公団その他 特殊法人からの預金 無記名預金 他人名義預金 など
その他	元本補てん契約をした金銭信託 (貸付信託(ビッグ等)を含む)に係る 信託契約により受け入れた金銭	元本補てん契約をしていない金銭信託 (ヒット等)に係る信託契約により受け 入れた金銭 金融債 など

預金保険制度の対象となる金融機関は次のとおり(ただし、外国銀行の日本支店は除く)。
 都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫
 農協、漁協、水産加工業協同組合は、預金保険制度とほぼ同様の「農水産業協同組合貯金保険制度」
 に加入している。

保険金支払限度について

- ・わが国1人あたりの平均貯蓄残高(平成10年度 約496万円)や諸外国の限度額の水準(アメリカ = 約1,200万円、イギリス・ドイツ = 約257万円、フランス = 約900万円)からすれば、現在の水準(1,000万円)を引き上げる必要性は乏しい

預金保険料について

- ・預金保険料の水準については、預金保険機構の借入金の早期返済と国民の信頼に応えるための一定規模の責任準備金の必要性の観点からの検討が必要
- ・金融機関の財務状況等に応じた保険料の導入については、市場規律の観点からは望ましいが、当面は慎重に検討すべき



預金保険制度についてのご意見・ご質問をお寄せください。

「基本的な考え方」についてのご意見は下記まで

ご意見は、住所、氏名、所属団体等を明記の上、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で送付願います。
「基本的な考え方」に対し寄せられたご意見は、今後金融審議会において審議の材料とさせて頂くとともに、事務局にてとりまとめ、審議資料として公表される可能性があることをお含み置き下さい。

大蔵省金融企画局信用課信用機構室

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1
FAX:03 5251 2216 E-mail:yoho@mof.go.jp

【期限】11月5日(必着)

【この件に関するお問合せ】大蔵省金融企画局信用課信用機構室 Tel:03 3581 7685

その他一般的なご意見・ご質問は下記まで

大蔵省金融企画局信用課信用機構室

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1
Tel:03 3581 7685 E-mail:info@mof.go.jp

全国の各財務局理財部金融監督 第一課

関東財務局	〒100-8181 東京都千代田区大手町1-3-3 Tel:03 3211 6351 E-mail:kouhou@mof-kantou.go.jp
近畿財務局	〒540-8550 大阪市中央区大手前4-1-76 Tel:06 6949 6369 E-mail:fvbp3140@mb.infoweb.ne.jp
北海道財務局	〒060-8579 札幌市北区北八条西2-1-1 Tel:011 709 2311 E-mail:dozaimu@technowave.ne.jp
東北財務局	〒980-8436 仙台市青葉区本町3-3-1 Tel:022 263 1111 E-mail:senzaimu@sh.comminet.or.jp
東海財務局	〒460-8521 名古屋市中区三の丸3-3-1 Tel:052 951 1771 E-mail:kouhou@mof-tokai.go.jp
北陸財務局	〒921-8508 金沢市新神田4-3-10 Tel:076 292 7860 E-mail:hokuzaimu@po3.nsknet.or.jp
中国財務局	〒730-8520 広島市中区上八丁堀6-30 Tel:082 221 2221 E-mail:chuzaimu@hirosima-cdas.or.jp
四国財務局	〒760-0008 高松市中野町26-1 Tel:087 831 2131 E-mail:si-zaimu@infoseto.ne.jp
九州財務局	〒860-8585 熊本市二の丸1-2 Tel:096 353 6351 E-mail:mof-kyu@coda.ne.jp
福岡財務支局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 Tel:092 411 7281 E-mail:fuku-mof@i-kyushu.or.jp
沖縄開発庁 沖縄総合事務局	〒900-8530 那覇市前島2-21-7 Tel:098 866 0062 E-mail:soumu2@ogb.go.jp

預金保険機構

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1 新有楽町ビルジグ内
Tel:03 3212 6030 E-mail:soumu@dic.go.jp